

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	株式会社アウトソーシング
【英訳名】	OUTSOURCING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 土井 春彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-3286-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長経営管理本部管掌 鈴木 一彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-3286-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長経営管理本部管掌 鈴木 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第19期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭とする。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 配当総額 609,253,715円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により可能となった新たな機関設計である監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役及び取締役会に関する規定に所要の変更を行うものであります。

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、当社が今後も有用な人材を招聘できる環境を整えるため、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

そのほか、文言の整備、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、土井春彦、鈴木一彦、三好孝秀、茂手木雅樹、古賀英一、中本敦の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、大高洋、福島正、小林藤雄、西澤健治の4氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額600,000千円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額100,000千円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	可決要件	決議結果
第1号議案	135,010	40	0	99.7	(注)1	可決
第2号議案	134,990	60	0	99.6	(注)2	可決
第3号議案					(注)3	
土井 春彦	128,615	6,434	0	94.9		可決
鈴木 一彦	133,997	1,052	0	98.9		可決
三好 孝秀	133,982	1,067	0	98.9		可決
茂手木 雅樹	133,969	1,080	0	98.9		可決
古賀 英一	133,981	1,068	0	98.9		可決
中本 敦	133,084	1,965	0	98.2		可決
第4号議案					(注)3	
大高 洋	134,671	378	0	99.4		可決
福島 正	133,881	1,168	0	98.8		可決
小林 藤雄	132,275	2,774	0	97.6		可決
西澤 健治	130,544	4,505	0	96.4		可決
第5号議案	133,508	199	1,343	98.5	(注)1	可決
第6号議案	134,857	193	0	99.5	(注)1	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上